

全国中学生人権作文コンテストで人権擁護局長賞を受賞しました

問／人権庶務課 内2362 ☎463-1738

法務省と全国人権擁護委員連合会の主催する第32回全国中学生人権作文コンテストの埼玉県大会で、朝霞市立朝霞第三中学校1年生の児玉孝之助さんが最優秀賞を受賞し、その後の全国大会において、全国約94万点の応募の中から人権擁護局長賞を受賞しました。12月8日(出)の人権週間行事の表彰式では、受賞した作文の発表を行いました。今回は、この受賞作品をご紹介します。

『実は身近な「人権問題」』

朝霞市立朝霞第三中学校1年 児玉 孝之助

今年の正月に家族と、普段は離れて暮らしている祖父母と箱根の宿に泊まりにいった時の事です。宿の人に、「いすをご用意しておきましたのでよろしくお使い下さい。」と言われました。

ぼくの祖父母は足が悪く、歩く時は足をひきずってゆっくり歩いています。障害者手帳を持っているし、高齢の為、立ったり座ったりの動作にとっても時間がかかり、とてもつらそうです。そして、その表情を見ている周りのぼく達も、大変さが伝わって、つらくなってしまふ時もあります。

その日の旅館の夕食は、畳の床に座らなければならない大広間のお座敷でした。ところが、旅館の人は祖父の足の具合を見ていたのか、特別に低いいすを事前に用意してくれていたのです。ぼくは、びっくりすると同時に、「何て気が利くのだろう。」と心の中で感心していました。

「ありがとう。」と宿の人にお礼を言っている祖父の顔は、とても嬉しそうでした。そのいすを使った祖父は、下に座るよりもずっと楽そうに見えたと、いつも立つ時は誰かの手助けが必要で、とてもつらそうですが、いすだったので、床から立つよりも、スムーズに立ち上がる事ができました。

二日目の別のホテルでは、駐車場の入口で係の人に祖父の足の件を伝え、すぐに何やらトランシーバーで連絡をとり、駐車場をホテルの建物の入口の一番近くに手配してくれました。又、夕食の広いバイキング会場では、料理をとるのに一番近い席に案内してくれました。その他にもこのホテルには、エレベーターの中の角にいすがあり、お年寄りや、身体の不自由な人が、移動中に少しでも休める様に心づかいされていたり、二、三段でも段差のある所には、必ず手すりやスロープが設置されていました。

おかげで、二泊三日祖父は、ぼく達健康な人と一緒に、同じように箱根の家族旅行を楽しむ事ができたのです。

「人権」とは何か、今回作文を書くのに、初めは何を書いてよいのかわかりませんでした。そこで調べてみると、それは憲法でも保障されているもので、「すべての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」とか、「生まれながらに持つ権利」とか書かれていて、とても抽象的で、作文を書くにしても、

自分の生活とは関係がうすい様に感じました。

でも、今回祖父との旅行で、祖父がぼく達と同じ様に楽しめたということは、高齢者でも障害者でも、同じ様に人として楽しく過ごすことができたという事で、このことが「人権が保障されている」ということだと思いました。

今の日本は平均寿命の大幅な伸びや、少子化などで人口の五人に一人が六十五歳以上のお年寄りだといえます。お年寄りばかりをねらった電話詐欺や、障害者に対しても、車いすでの乗車を拒否されたりすることがあるとききます。

高齢や障害が理由で、不当な扱いを受けたり、偏見を受けたりすることのないよう、国や地方自治体が各種の政策を実施してだけでなく、社会すべての人が身近なこととして理解し、配慮していくことが必要です。そして、祖父やすべての高齢者が安心して住むことができる「優しい国」に日本がなっていけるといいと思いました。

今回「人権問題」を考える中で、高齢者、障害者問題について体験したことを書きましたが、このほかにも「いじめ」、「子どもの虐待」、「犯罪被害者やその家族のプライバシー侵害」等毎日のように新聞やテレビでとりあげられている事柄は、実はすべて「人権問題」であることに気づきました。

だから一口に「人権」というと、テーマが広く、自分には関係のうすいものだと思ってしまいます。でも、一つ一つ日常生活で体験している事柄を考えていくと、「人権」とはだれにとっても身近で大切なもので、法によってだけ守られているものではなく、「個人個人の思いやりの心」によって守られ、支えられているものであるとも思いました。

そして、これから先、日本も世界もどんどん変わっていきます。その度に人権に関しても、「インターネットによるプライバシー侵害」など、次々に新しい問題が発生してくると思います。出てきた課題に対し、一人一人が関心を持ち理解し、「解決」というゴールにたどりつけたらいいと思います。



人権週間表彰式での児玉さん

いじめや差別、家庭内暴力といった人権侵害や近隣間のトラブル、または離婚や相続などで悩んでいませんか？人権擁護委員が相談に応じます。「小さなこと」などと一人で悩まず気軽に相談ください。

人権擁護委員／人権擁護委員は人権擁護委員法に基づき、法務大臣が委嘱した方々で、市には次の5人がいます。

栗山 昇さん、細田 優さん、佐藤 秀弘さん、要害 映子さん、久瀬 逸子さん(委嘱順)

人権相談／毎月第1月曜日 午後1時～4時 市民相談室